クレジットカード取引等におけるセキュリティ対策の現状と今後の取組について
～ 実行計画後の取組（ポスト2020 ）～
概要版

【2020年3月】

クレジット取引セキュリティ対策協議会
（事務局　一般社団法人日本クレジット協会）

はじめに

- クレジット取引セキュリティ対策協議会は、クレジットカード取引に関係する幅広い事業者及び行政、業界団体等の連携※により、2020年に向けて「国際水準のセキュリティ環境」の実現を目指し、安全・安心なクレジットカード利用環境の整備を進めるため2015年3月に設立された。

- 本協議会では、関係事業者が各々の役割に応じて取組むべきセキュリティ対策を取りまとめ、2016年に「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」を策定、それ以降毎年度、実行計画の必要な見直し等を行い、関係事業者等との連携を図り、セキュリティ対策に取組んできた。

- 多くの関係事業者によるセキュリティ対策の取組みは前進したが、一方で不正犯によるカード情報の窃取、不正利用の手口の多様化、セキュリティ対策が脆弱な決済事業者の参入などにより、不正利用被害額は増加している。

- 「実行計画」では、2020年3月末をセキュリティ対策の実施期限として取組みを進めてきたが、上記のようなクレジットカード取引を取り巻く環境も変化している状況を踏まえ、引き続き必要なセキュリティ対策を検討し、実施していくこととが必要。

- そこで、本協議会では、カード情報漏えい、不正利用被害の現状を踏まえ、実行計画後のセキュリティ対策の在り方を検討し、“実行計画後の取組（ポスト2020）”として取りまとめた。

※協議会には、関係事業者（クレジットカード会社、加盟店、PSP（Payment Service Provider）、機器メーカー、ソリューションベンダー、情報処理センター、セキュリティ事業者、国際ブランド）及び行政、業界団体等が参加している。

はじめに（参考）

協議会 本会議メンバー

【委員】

（カード会社）	イオンクレジットサービス、オリエントコーポレーション、クレディセゾン、ジェーシービー、ジャックス、セディナ、トヨタファイナンス、三井住友カード、三菱UFJニコス、ユーシーカード、楽天カード
（加盟店）	オルビス、 JTB、Ｊ.フロントリテイリング、三越伊勢丹ホールディングス、ヤフー、ユニー、ヨドバシカメラ、楽天
（決済代行業者(PSP)）	EC決済協議会
（機器メーカー）	NECプラットフォームズ、オムロンソーシアルソリューションズ
（情報処理センター）	NTTデータ
（セキュリティ事業者）	トレンドマイクロ、P.C.F. FRONTEO
（消費者団体）	全国消費者団体連絡会
（学識経験者）	笠井修・中央大学法科大学院教授（本会議議長）、田中良明・早稲田大学教授

【オブサーバー】

（国際ブランド）	アメリカン・エキスプレス・インターナショナル、ビザ・ワールドワイド・ジャパン、マスターカード・ジャパン、三井住友トラストクラブ[Diners Club] 、UnionPay International Co.,Ltd[銀聯国際]
（団体事務局）	日本チェーンストア協会、日本通信販売協会、日本百貨店協会
（官庁）	経済産業省

Ⅰ．クレジットカード市場の現状と不正利用被害の動向①

- 我が国のクレジットカードショッピング信用供与額及び同信用供与額が民間消費支出に占める割合はともに増加傾向が続いている。

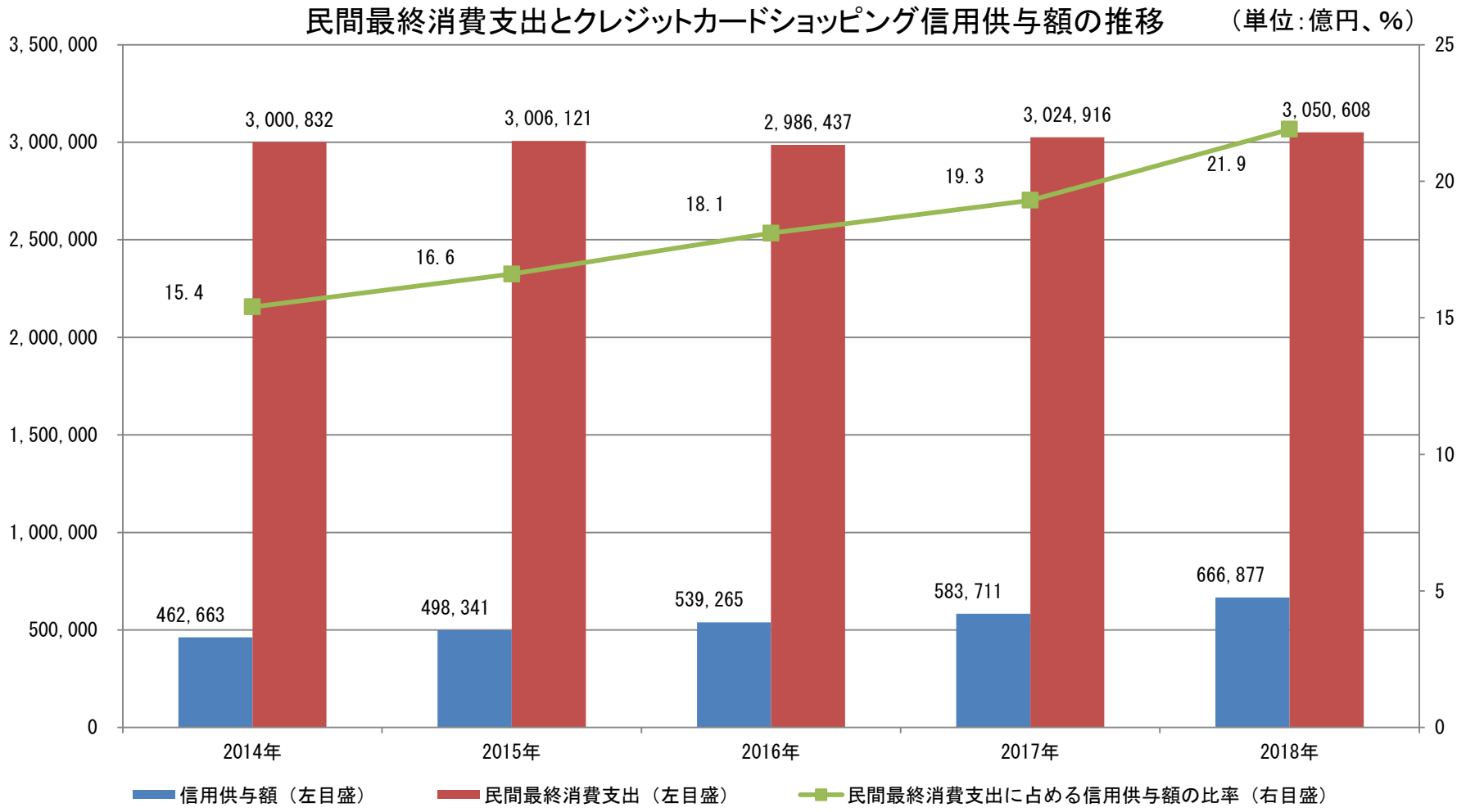

出所：内閣府「国民経済計算年報」
日本クレジット協会「日本のクレジット統計」

Ⅰ．クレジットカード市場の現状と不正利用被害の動向②

● クレジットカードの不正利用被害、とりわけ「番号盗用」による被害は増加傾向にある。

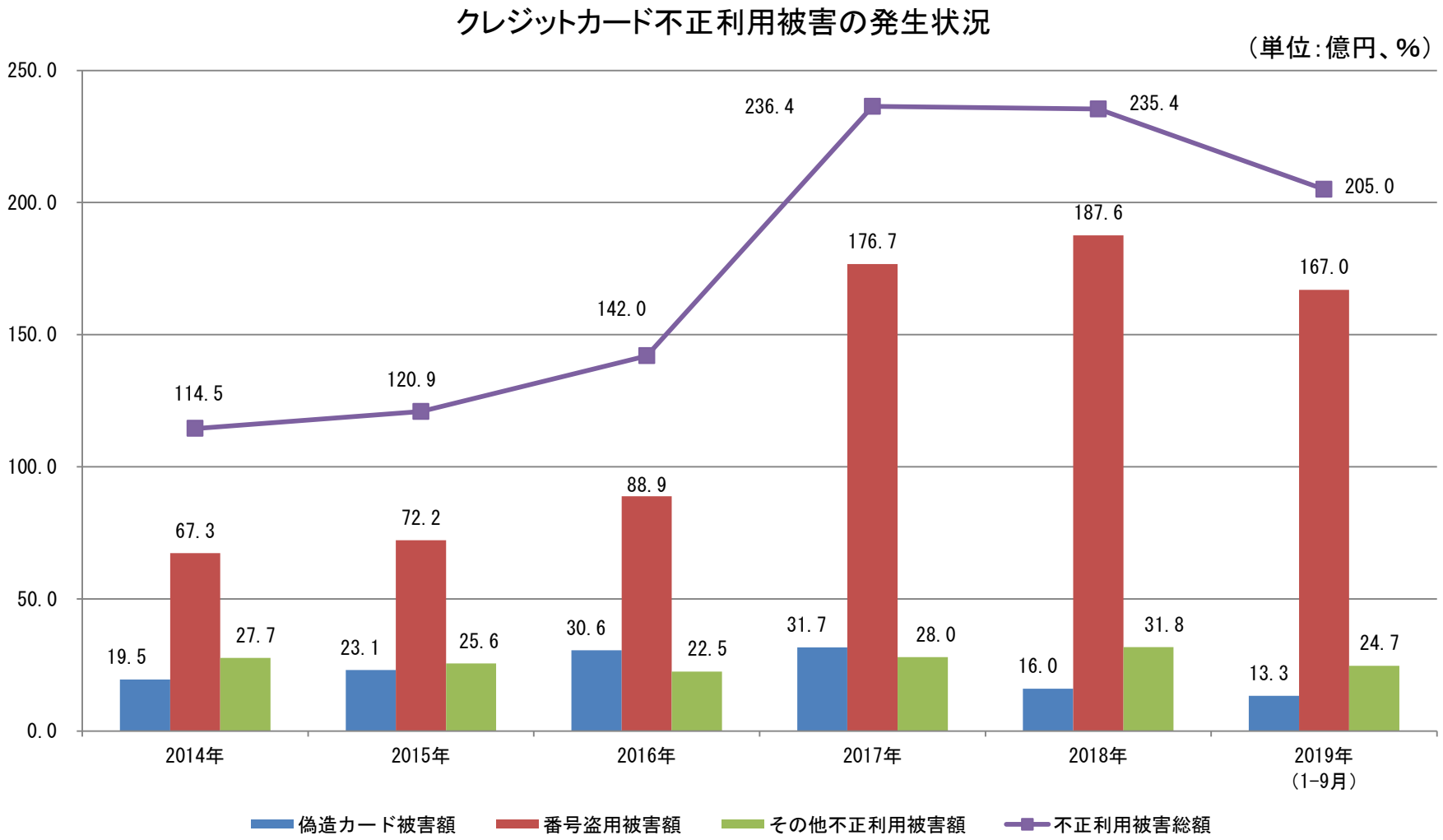

出所：日本クレジット協会「クレジットカード不正利用被害の発生状況」

Ⅱ．実行計画を踏まえたセキュリティ対策の課題とポスト2020における取組

- 実行計画では、「クレジットカード情報保護」「クレジットカード偽造防止」「非対面における不正利用防止」のためのセキュリティ対策を求めてきた。

実行計画における対策の3本柱

1．クレジットカード情報保護対策

◇カード情報を盗らせない

- 加盟店におけるカード情報の「非保持化」
- カード情報を保持する事業者のPCI DSS準拠

2．クレジットカード偽造防止対策

◇偽造カードを使わせない

- クレジットカードの「100%IC化」の実現
- 決済端末の「100%IC対応」の実現

3．非対面取引における不正利用対策

◇なりすましをさせない

- リスクに応じた多面的・重層的な不正利用対策の導入

Ⅱ．実行計画を踏まえたセキュリティ対策の課題とポスト2020における取組（１．クレジットカード情報保護対策①）

【実行計画の取組と現況の課題等】

- カード情報保護対策として以下の対策を求めてきた。
  加盟店：カード情報の非保持化（非保持と同等/相当を含む）又はカード情報を保持する場合にはPCI DSS※準拠
  カード情報を取扱うカード会社やPSP：PCI DSS準拠

- 加盟店が「実行計画」に掲げる「カード情報の非保持化」対策を講じてきた結果、加盟店が保有するカード情報を窃取することができなくなったため、EC加盟店のウェブサイトの脆弱性や設定不備等を狙ったサイト画面の改ざん（偽の決済画面の設定）により、消費者が入力したカード情報を窃取する手口にシフトしてきた。

- カード情報保護対策を講じていてもカード情報が窃取されるリスクが存在するケースがある。

※PCI DSS
：Payment Card Industry Data Security Standardの略。
カード情報を取り扱う全ての事業者に対して国際ブランド（VISA、Mastercard、JCB、American Express、Discover）が共同で策定したデータセキュリティの国際基準。

Ⅱ．実行計画を踏まえたセキュリティ対策の課題とポスト2020における取組（ １．クレジットカード情報保護対策②）

【今後の取組】

■クレジットカード情報保護対策未対応先の推進加速

アクワイアラーは未対応加盟店に対し、早急にカード情報の非保持化（非保持と同等/相当を含む）対応又はPCI DSSに準拠するよう指導する。また、カード情報を取り扱うカード会社、PSPはPCI DSSに準拠し、維持・運用する。

■クレジットカード情報保護対策の維持・運用

非保持化やPCI DSS準拠等のカード情報保護対策は一過性のものではないことから、関係事業者は、その安全性確保のための維持・管理を行うことが重要。

また、巧妙化するサイバー攻撃への対応を含むセキュリティ対策の改善・向上に向けた継続的な取組が重要。

■カード情報保護対策の対象事業者の拡大

コード決済サービス事業者やECモール事業者、さらには、それらの事業者から委託を受けて大量のクレジットカード番号等を取り扱う事業者についても、適切なカード情報保護対策を求めていく。

■多様化・巧妙化する漏えい手口等への対応

セキュリティの専門機関から情報収集を行い、関係事業者が取り組むべき対策を検証し、対策が必要な関係事業者に対して、迅速かつ的確な情報提供を行い、対応を促していく。

Ⅱ．実行計画を踏まえたセキュリティ対策の課題とポスト2020における取組（ ２．クレジットカード偽造防止対策①）

【実行計画の取組と現況の課題等】

- クレジットカードの偽造防止による不正利用対策として以下の対策を求めてきた。
  カード会社：クレジットカードのIC化
  加盟店：決済端末のIC対応
- カードのIC化率は95.1%（2019年末時点）。
- 決済端末のIC対応については、共同利用端末であるCCT端末のIC対応率は95.7%（2019年9月末時点）。
- POSシステムでクレジットカード決済を行っている加盟店は、各種ガイドラインに従ってIC対応を推進。
- いずれも100%の達成に向けて取組中。
- また、我が国固有の商慣習や業務特性、端末の設置環境等により国際的なセキュリティ基準に完全準拠させることが現状困難な特定業界向け（ガソリンスタンドに設置の精算機（ガスPOS）/オートローディング式自動精算機）のIC対応については、代替コントロール策による暫定的なIC対応の指針を示し、関係事業者が対応を実施。
- この結果、クレジットカード偽造による不正利用被害額については、IC取引の実現がかなり進捗した2018年においては、約16億円と前年比で半減（2017年31.7億円）に近い減少傾向。
- 一方、IC対応はすでに各国で対応されており、我が国の加盟店におけるIC対応が不十分であると偽造カードによる不正利用の標的となるおそれがある。

Ⅱ．実行計画を踏まえたセキュリティ対策の課題とポスト2020における取組（ ２．クレジットカード偽造防止対策②）

【今後の取組】

■IC対応未完了加盟店及びカードのIC化未達カード発行会社の対応加速化
加盟店は決済端末のIC対応、カード会社（イシュアー）はクレジットカードのIC化、カード会社（アクワイアラー）は加盟店への指導による対策未完了先の対応の更なる加速を図る。

■特定業界向けの暫定措置の継続と見直し
固有の商慣習や業務特性等により国際的なセキュリティ基準に完全準拠させることが現状困難であるため指針に基づく暫定措置を行ってきた特定業界の端末（ガソリンスタンドに設置の精算機（ガスPOS）/オートローディング式自動精算機）については、今後の技術面の進展等や市場の動向を注視しつつ、当面の間は引き続き暫定措置を継続。代替措置の内容については必要に応じて適宜見直しを図っていくこととする。

※ガソリンスタンドに設置する精算機については、「国内ガソリンスタンドにおけるICクレジットカード取引対応指針」
オートローディング式自動精算機については、「オートローディング式自動精算機のIC対応指針と自動精算機の本人確認方法について」

■PINバイパスの取扱に関する検討の継続
カード会員によるPIN（Personal Identification Numberの略。暗証番号）失念の一時的な救済措置として運用されている「PIN入力スキップ機能（PINバイパス）」については、PIN入力での本人確認が未実施であることから、紛失・盗難カード等での不正利用被害の発生の要因となっていることや、PIN入力スキップ機能を許容しない海外発行会社のカードが存在していることなどを踏まえ、代替策による対応を含め将来的な運用廃止に向けた検討を継続する。

Ⅱ．実行計画を踏まえたセキュリティ対策の課題とポスト2020における取組（３．非対面における不正利用対策①）

【実行計画の取組と現況の課題等①】

- なりすまし不正利用を防止するため加盟店に対して以下の対策を求めてきた。
  -オーソリゼーション処理の体制整備と加盟店契約上の善管注意義務の履行
  -加盟店のリスクや被害発生状況等に応じた４方策をベースにした不正利用対策の導入
  ※「本人認証」「券面認証（セキュリティコード）」「属性・行動分析（不正検知システム）」「配送先情報」の一定の効果が得られる具体的な４つの方策。

- 加盟店のリスクや被害状況に応じた方策の導入指針を示した。
  （１）全ての非対面加盟店
  加盟店契約における善良なる管理者の注意をもって不正利用を防止するとともに、オーソリゼーション処理の体制を整備する。
  （２）高リスク商材取扱加盟店
  「デジタルコンテンツ（オンラインゲームを含む）」「家電」「電子マネー」「チケット」を主たる商材として取り扱う加盟店を「高リスク商材取扱加盟店」とし、不正利用対策の4つの方策のうち1つ以上の導入を求める。
  （３）不正顕在化加盟店
  カード会社（アクワイアラー）各社が把握する不正利用金額が「3ヵ月連続50万円超」の加盟店には不正利用対策の4つの方策のうち2つ以上の導入を求める。

Ⅱ．実行計画を踏まえたセキュリティ対策の課題とポスト2020における取組（３．非対面における不正利用対策②）

【実行計画の取組と現況の課題等②】

- BtoC-EC市場規模は、2015～2018年の3年間で30.6%増加（13兆7,746億円→17兆9,845億円）している一方で、番号盗用の不正利用被害額は同3年間で159.8%増加（72.2億→187.6億円）している。
- 「宿泊予約サービス」の不正利用被害が急増していることから、高リスク商材に追加し、関係事業者に対する注意喚起を実施。
- 一方、不正利用対策を導入しても、不正利用を防止できなかったケースが存在したり、不正犯が狙う換金性商品等が変化していることから、リスク評価、不正利用対策の運用の有効性の検証が重要。

【今後の取組】

■加盟店へのリスクに応じたセキュリティ対策の浸透

カード会社（アクワイアラー）及びPSPは、対策未導入加盟店における対策が進捗しない原因を分析し、早急に対策を講ずるよう指導する。また、すべての加盟店に不正利用のリスクに応じたセキュリティ対策の導入を継続して求める。

■不正利用対策の再検証等

加盟店が導入した対策の実効性を向上させるため、対策の運用について検証作業を行い、加盟店により有効な対策の実施を求める。

Ⅱ．実行計画を踏まえたセキュリティ対策の課題とポスト2020における取組（ ４．新たな決済サービス等におけるセキュリティ対策）

【現況】

- 技術進展、スマートフォン等のデバイスの普及等により様々な決済サービスが登場。一方、決済サービス事業者のセキュリティの脆弱性を狙われたクレジットカードの不正利用事案が発生。
  ①コード決済サービスに不正に入手したクレジットカード情報が登録され不正利用されたケース
  ②不正に入手したID・パスワードでログインし、登録されていたクレジットカード情報で不正利用されたケース
- 経済産業省は、コード決済事業者等に対して、(一社)キャッシュレス推進協議会が取りまとめた「コード決済における不正流出したクレジットカード番号等の不正利用防止策に関するガイドライン」等の遵守、セキュリティレベルの向上を要請。本協議会においても、カード会社（アクワイアラー）が、加盟店に対して、コード決済サービス事業者が同ガイドラインを遵守していることの確認に努めるよう指導することを要請。
- また、経済産業省の産業構造審議会割賦販売小委員会報告書（2019年12月公表）において、「PSP・コード決済事業者・ECモール事業者・決済システムの中で大量のクレジットカード番号等の取扱いを受託する事業者にも、クレジットカード番号等の適切管理義務を課すことが適当である」と割賦販売法の適用対象の拡大について指摘がなされている。

【本協議会における今後の取組】

- ■ (一社)キャッシュレス推進協議会と連携し、コード決済サービス事業者及びカード会社に対し、引き続き、同ガイドラインの遵守等を求めるとともに、クレジットカード業界として必要な対策を検討する。
- ■ ECサイト内に保有されるアカウントに紐付いているクレジットカード情報が不正利用されるなど、クレジットカードによる決済手段の不正利用対策等について検討を行う。
- ■ PSPやコード決済サービス事業者、ECモール事業者、委託を受け大量のクレジットカード番号等を取り扱う事業者におけるカード情報保護の対応について検討する。

Ⅱ．実行計画を踏まえたセキュリティ対策の課題とポスト2020における取組（ ５．消費者啓発の実施）

【基本的な考え方】

- クレジットカード取引におけるセキュリティ対策をより実効性のあるものとするためには、クレジットカード会員の正しい理解に基づく利用が不可欠である。このため、事業者及び業界団体は、クレジットカード利用者及び一般消費者を対象とした周知・啓発活動を継続的に実施する必要がある。
- 民法の一部を改正する法律が成立（2022年4月施行）したことにより成年年齢を18歳に引き下げることになるため、若年成人に対する安全・安心なクレジットカードの利用方法やトラブルに巻き込まれた際の対処方等について重点的な周知活動を行うことが求められる。

【本協議会における今後の取組】

■ <u>カード情報保護対策分野</u>
ID・パスワード使い回しの防止についての周知・啓発について実施する。
カード会員から直接カード番号を窃取するなど近時増加している手口等について周知・啓発する。

■ <u>偽造カード被害対策分野</u>
不正利用対策の必要性とともに、IC対応加盟店の見える化やIC取引にはPIN入力が必要なこと及びPIN認知向上等について周知・啓発する。

■ <u>非対面不正利用対策分野</u>
非対面不正利用対策の必要性とともに、インターネットショッピングにおけるカード利用時のパスワード等やセキュリティコードの入力等の具体的な方策について周知・啓発する。

Ⅱ．実行計画を踏まえたセキュリティ対策の課題とポスト2020における取組（ ６．技術・運用指針の更新①）

【現状認識】

- 本協議会が策定した技術面、運用面のセキュリティ対策にかかる指針等（次頁参照）は、関係事業者がセキュリティ対策に取り組むために活用されている。

【本協議会における今後の取組】

■ 指針等は、技術の進歩やオペレーション等から適宜見直しが必要となることから、クレジットカード取引の実務実態及び実効性の観点を踏まえ、指針等の見直しの検討及び新たな指針の策定を行う。

Ⅱ．実行計画を踏まえたセキュリティ対策の課題とポスト2020における取組（ ６．技術・運用指針の更新②）

No	本協議会で取りまとめた指針等
＜クレジットカード情報保護対策＞	
①	「【追補版】メールオーダー・テレフォンオーダー加盟店における非保持化対応ソリューションについて」
②	「対面加盟店における非保持と同等/相当のセキュリティ確保を可能とする措置に関する具体的な技術要件について」
③	「非保持化実現加盟店における過去のカード情報保護対策」
＜クレジットカード偽造防止対策＞	
④	「国内ガソリンスタンドにおけるICクレジットカード取引対応指針」
⑤	「オートローディング式自動精算機のIC対応指針と自動精算機の本人確認方法について」
⑥	「ICカード対応POSガイドライン」
⑦	「ICカード対応POS導入の手引き～全体概要編～」
⑧	「ICカード対応POS導入の手引き～取引処理フロー解説編～」
⑨	「ICカード対応POS導入の手引き～認定・試験プロセス概要～」
⑩	ブランドテスト要否一覧
⑪	「非接触EMV対応POSガイドライン（全体概要編）」
⑫	「非接触EMV対応POSガイドライン（取引処理編）」
＜非対面における不正利用対策＞	
⑬	「非対面加盟店における不正利用対策の具体的な基準・考え方について」

Ⅲ. ポスト2020における協議会の検討体制の再構築等について①
（ １．協議会の目的・役割）

【目的】

・ 実行計画の推進によりセキュリティ環境は大きく改善したものの、不正犯の巧妙化した新たな手口によるカード情報漏えいや、不正利用被害も発生し続けている状況にあることから、本協議会は引き続き「国際水準のセキュリティ環境」の整備とその維持を目標として存続させることが必要である。

【役割】

（１） 安全・安心なクレジットカード利用環境整備のためのセキュリティ対策等（クレジットカード・セキュリティガイドライン）の取りまとめと公表

・ 関係事業者が講ずべきセキュリティ対策を「クレジットカード・セキュリティガイドライン」として策定し、対外的に周知するとともに、その維持・管理を行う。
・ 同ガイドラインが割賦販売法に規定されるセキュリティ対策の実務上の指針としての役割を果たせるよう留意する。

（２）最新のセキュリティ対策の情報収集と関係者間の共有

・ 国際ブランド等の協力も得ながら、最新の不正利用の手口やセキュリティ対策の情報を収集し、関係者間で共有することでいち早く有効なセキュリティ対策が講じられるようにする必要がある。
・ 業界全体で取組むべき事項が生じた場合には、ガイドライン等の見直しや追加等を行う。

（３）関係者の協力体制の確立

・ セキュリティ対策やその技術・運用指針等を最新の状態にし、社会の理解を得ながら推進するため、引き続き関係者の相互協力体制を維持することが必要である。

Ⅲ. ポスト2020における協議会の検討体制の再構築等について②
（ ２．主な取組事項）

（１）非対面不正利用への対策

- EC加盟店では一定の対策を講じているにもかかわらず不正利用被害を防ぎきれない場合等もある。運用面も含めたセキュリティ対策の検証を行うとともに、より実効性のある対策の検討と関係事業者による対策の実施が求められる。

（２）関係事業者におけるカード情報保護対策の推進の加速化及び維持管理

- 未対応先、もしくは新たに市場に参入してくる事業者について、必要なセキュリティ対策を講じたうえで参入するよう働きかけを行う。
- 既に対策を導入した事業者についても、導入した対策が常に効力を発揮できるよう対策の維持・管理の取組を求める。
- ウェブサイト構築上の脆弱性を狙った漏えい事案に対しても、関係事業者による適切な対応を求める。

（３）新たな決済サービス等におけるセキュリティ対策

- コード決済サービス等のクレジットカードを紐づけた新たな決済サービスにおいて、不正利用被害が発生したことを踏まえ、(一社)キャッシュレス推進協議会の対策も踏まえた対応策を検討し、それぞれの関係事業者が防止に向けた対応策を実施する。
- PSPやコード決済サービス事業者、ECモール事業者、さらには、それらの事業者から委託を受けて大量のクレジットカード番号等を取り扱う事業者におけるカード情報保護の対策を検討する。

（４）実効性のある消費者啓発の実施

- カード会員の協力が必要なものや、消費者を直接狙った手口への自衛のために求められる行動などについて周知・啓発を行う。

Ⅲ. ポスト2020における協議会の検討体制の再構築等について③
（ ３．協議会の委員構成及び検討のための組織体制）

【委員の見直し】

- 新たな決済サービス事業者等関係者の範囲を広げることを視野に、実務実態に合わせ実効性をもって検討ができるよう本会議委員の見直しを図る必要がある。

【取組課題に応じた組織体制の再構築】

■ 本会議：意思決定機関としての役割を果たす
■ ワーキンググループ等：前頁の「主な取組事項」に即した体制となるよう以下とおり再編する

１）セキュリティ対策推進ワーキンググループ
カード情報保護及び対面取引の不正利用防止におけるセキュリティ対策の推進と導入先における対策の維持管理に関する事項について対応する。

２）非対面不正対応ワーキンググループ
非対面取引の不正利用に関するセキュリティ対策の推進とさらなる実効性のある対策の検討と実施について対応する。

３）新型決済対応ワーキンググループ
コード決済等クレジットカードが紐付く新たな決済手段の不正利用対策の検討と、カード情報保護の対象事業者の拡大への対応について検討する。

４）テクニカルグループ
セキュリティ対策の指針等について、最新性を確保するための見直し等を行う。

Ⅲ. ポスト2020における協議会の検討体制の再構築等について④

協議会の新たな組織体制